

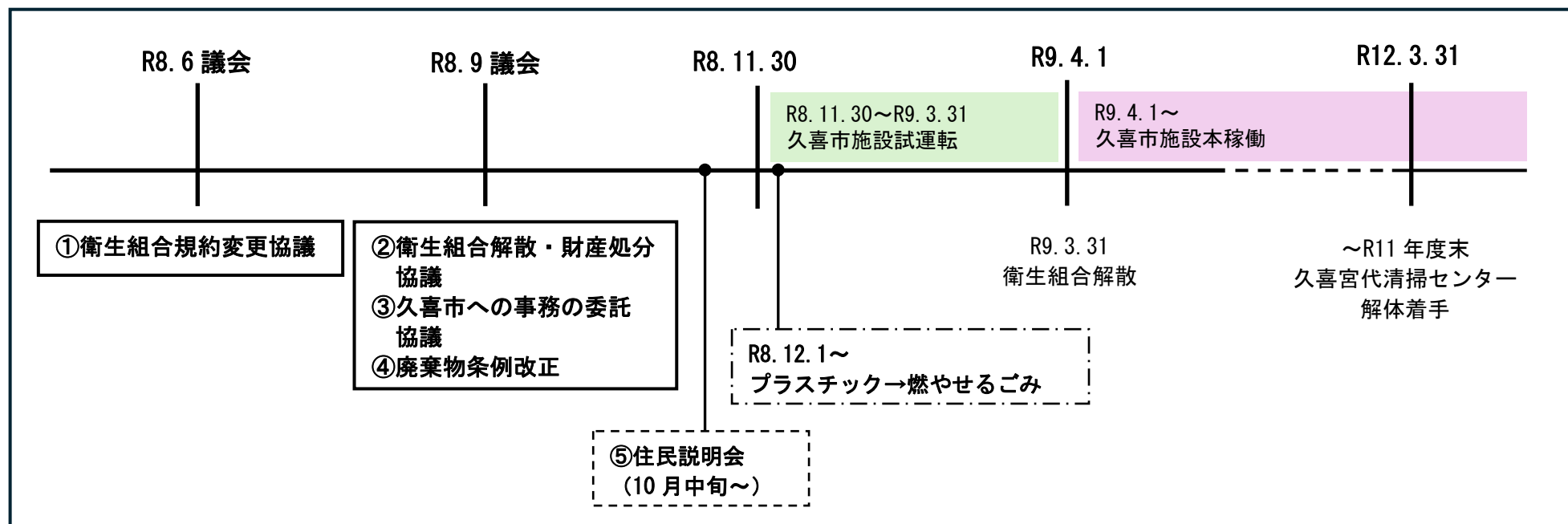
●ごみ処理業務移管にかかるスケジュールについて

令和 8 年 5 月 21 日 環境資源課

1 趣旨

令和 9 年 3 月 31 日に久喜宮代衛生組合（以下「衛生組合」）が解散し、4 月 1 日から宮代町のごみ処理業務の一部を久喜市に事務の委託を行うにあたり、必要となる法定手続き等のスケジュールについて説明を行うもの。

2 スケジュール

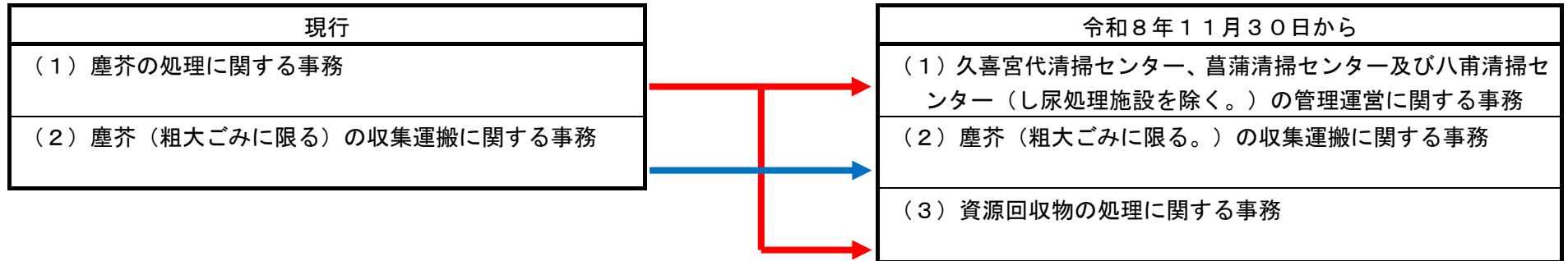


3 内容

①衛生組合同約変更協議（令和 8 年 6 月議会）

久喜市において令和 8 年 11 月 30 日から久喜市クリーンセンターの試運転を実施することに伴い、ごみ処理権限の一部を久喜市が持つ必要がある。そのため、衛生組合同約で規定している共同処理する事務を変更し、同組合の規約を変更することに関し久喜市と協議を行うことについて町議会の議決を得るもの。（地方自治法（以下「法」）第 286 条第 1 項、第 290 条）

〔共同処理する事務の変更内容〕



〔町の公共収集物の搬入先及び処理主体〕（上段：搬入先 下段：処理主体）

分別区分	現在	令和8年11月30日	令和8年12月1日から 令和9年3月31日まで	令和9年4月1日から
燃やせるごみ	久喜宮代清掃センター （衛生組合）	久喜市クリーンセンター （久喜市）	久喜市クリーンセンター （久喜市）	久喜市クリーンセンター （久喜市）
プラスチック	民間施設 （衛生組合）	民間施設 （衛生組合）	プラスチックは 燃やせるごみ	プラスチックは 燃やせるごみ
燃やせないごみ	久喜宮代清掃センター （衛生組合）	久喜宮代清掃センター （衛生組合）	久喜宮代清掃センター （衛生組合）	久喜市クリーンセンター （久喜市）
有害ごみ	久喜宮代清掃センター （衛生組合）	久喜宮代清掃センター （衛生組合）	久喜宮代清掃センター （衛生組合）	久喜市クリーンセンター （久喜市）
粗大ごみ	久喜宮代清掃センター （衛生組合）	久喜宮代清掃センター （衛生組合）	久喜宮代清掃センター （衛生組合）	久喜市クリーンセンター （久喜市）
びん・缶・ペット、紙・布	民間施設 （衛生組合）	民間施設 （衛生組合）	民間施設 （衛生組合）	民間施設 （宮代町）

※住民・事業者の直接搬入は、令和8年11月30日以降も久喜宮代清掃センター（受入最終日未定）、令和9年4月1日からは久喜市クリーンセンター

※一般廃棄物収集運搬業許可業者搬入は、令和8年11月30日から久喜市クリーンセンター

②衛生組合解散・財産処分協議（令和 8 年 9 月議会）

令和 9 年 3 月 31 日をもって衛生組合が解散する。そのため、解散すること及び財産処分に関し久喜市と協議を行うことについて町議会の議決を得るもの。（法第 288 条、第 289 条、第 290 条）

財産…土地、建物、物品等

③久喜市への事務の委託協議（令和 8 年 9 月議会）

令和 9 年 4 月 1 日から久喜市クリーンセンターが本稼働することに伴い、町のごみの一部の処理を久喜市が実施する。そのため、久喜市に事務の委託を行うことに関し久喜市と協議を行うことについて町議会の議決を得るもの。（法第 252 条の 14 第 1 項、第 252 条の 14 第 3 項、第 252 条の 2 の 2 第 3 項）

④宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の改正（令和 8 年 9 月議会）

令和 9 年 4 月 1 日から町において新たに処分業務及び粗大ごみの収集を実施するため、一般廃棄物処分業許可や粗大ごみの一般廃棄物処理手数料の設定等を行うために改正することについて町議会の議決を得るもの。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 1 項、第 7 条第 6 項、法第 227 条、第 96 条第 1 項第 1 号）

⑤住民説明会（令和 8 年 10 月中旬以降）

令和 8 年 12 月からの分別区分や、令和 9 年 4 月 1 日からの粗大ごみ収集の受付方法等、今後のごみ処理の変更点について、説明会を実施。

10 月中旬以降、百間小学校体育館やすてっぷ宮代、進修館、図書館、ぐるる宮代において開催予定。時間帯は平日、休日の午前、午後、夜間を設定。また、自治会単位での説明希望がある場合には、適宜対応。